

仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業事務局業務委託仕様書（案）

1 業務委託名

仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業事務局業務

2 業務の目的

- 本市は、人口減少社会の到来や経済のグローバル化の進展等の本市を取り巻く経済環境の変化に的確に対応し、東北地方の中核都市として地域経済を持続的に発展させていくため、2019 年度から 2023 年度にかけての本市の産業政策の方向性を示す「仙台市経済成長戦略 2023」を平成 31 年 3 月に策定し、その重点プロジェクトの一つとして「Society 5.0 を実現する『X-TECH イノベーション都市・仙台』」を掲げ、IoT や AI、VR/AR、ロボット等の先端 IT 技術と今後市場の拡大が見込まれる産業分野との掛け合わせによる新規事業創出（X-TECH(クロステック)）を推進するとともに、その基盤となる市内 IT 企業の成長支援や市外の IT 企業の誘致による更なる産業集積、先端 IT 人材の育成や確保に取り組み、本市から X-TECH によるイノベーションが次々と生まれる「X-TECH イノベーション・エコシステム」の形成に取り組むこととしている。
- 本業務では、本市における「X-TECH イノベーション・エコシステム」の形成に向けて、市内 IT 企業による新規事業創出及び市内 IT 企業と地域産業・大企業との事業共創の促進により先端 IT 技術を活用したビジネス創出支援を実施するとともに、先端 IT 技術を活用しビジネス創出に取り組むことのできる人材の確保・育成支援を「仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業」として一体的に実施する。

3 業務の内容

- 「仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業」の事務局として、次の(1)から(4)に掲げる業務を行う。

(1) 「仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業」全体の設計・管理等

ア 事業全体のコンセプト設計

- ・「仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業」全体を通じた一体的なコンセプト設計を行う。

イ 事業全体の管理

- ・「仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業」の事務局として適切な執行体制を構築し、事業全体の制度設計、進捗の管理及び事業効果の測定を行う。

ウ 事業全体のプロモーション施策の実施

- ・「仙台市 X-TECH イノベーション・エコシステム形成促進事業」の事務局として、事業全体について、一体的なコンセプトに基づき、ターゲットとなる参加企業・参加者への認知度・集客を向上させるため、受託者が有するノウハウ・ネットワーク等により効果的なプロモーション施策を実施する。

(2) 各プログラム等の企画・運営等

ア 新規事業創造プログラム

- ・仙台・東北からの先端 IT 技術を活用した新たな製品・サービスの創出を促進するため、市内 IT 企業を対象に、先端 IT 技術等を活用した製品・サービス開発事例に関するセミナーや当該先端 IT 技術を活用したビジネス創出に関するプロトタイプ制作ワークショップ等を開催する（企画、講師等との調整、会場確保、参加者募集、当日の運営、集客等を含む。）。

イ 事業共創プログラムの企画・運営

- ・市内 IT 企業と地域産業や大企業等との共創による事業創出を促進するため、アイデアソンやハッカソン、オープンイノベーションプログラム等による事業共創プログラムを仙台市内で実施し、当該プログラムを通じて市内 IT 企業が開発に取り組んだ先端 IT 技術を活用した新たな製品・サービスについて、市内 IT 企業が地域産業や大企業等へ事業提案・発表するイベントを仙台市内で開催する（企画、地域産業や大企業等との調整、会場確保、参加者募集、当日の運営、集客等を含む。）。
- ・事業共創プログラムのテーマ設定等については本市と協議のうえ決定する。
- ・平成 30 年度仙台市 IT 産業エコシステム構築事業事務局業務にて実施した事業共創プログラムに参加し採択となった事業者（3 者）に対するフォローアップとして、それぞれのニーズに応じて適切な支援を提供する。なお、当該フォローアップの実施にあたっては、過年度受託事業者と連携し、支援方針を共有のうえ、継続的なフォローアップができるように努める。

ウ 首都圏等の IT 人材向けイベントの企画・運営

- ・市内 IT 企業と地域産業・大企業等との事業共創や市外 IT 企業の進出において求められる高いスキルを有する IT 人材の確保に向けて、「仙台は IT 人材にとって魅力的な都市である」という盛り上がりを形成するとともに、首都圏等の IT 人材に対してその盛り上がりを効果的に発信することで、首都圏等の IT 人材における本市の認知度向上・ブランディング強化を図るためのイベントを仙台市内及び東京都内において開催する（企画、参加者募集、講師等との調整、会場確保、当日の運営、集客等を含む。）。

エ 仙台市内の IT 人材向けプログラムの企画・運営

- ・IT 人材は技術コミュニティや勉強会を形成し、スキルアップに取り組む傾向があることを踏まえ、仙台市内における「スキルアップにつながる技術コミュニティ」の活性化を図ることで、地域の IT 人材が自主的にスキルアップに取り組む支援を行うため、仙台市内の IT 人材を対象に、先端 IT 技術に精通した首都圏や市内の IT 人材によるハンズオン講座等を仙台市内において開催する（企画、参加者募集、講師等との調整、会場確保、当日の運営、集客等を含む。）。

オ 情報発信施策の実施

- ・受託者が有するノウハウ・ネットワークやメディアとの連携等により本業務に係る情報発信を行い、「X-TECH イノベーション都市・仙台」のブランディング化を図るとともに、各プログラム等への集客を図る。なお、情報発信施策については、本市が既に開設しているグループページ (<https://techplay.jp/community/sendai>) 等も活用し実施することとする。また、受託者が実施する広報・集客施策の内容に加え、「SENDAI INC.」ホームページ (<https://sendai-inc.com>) でも本業務に関する情報発信の実施を想定しているため、当該ホームページの運用・管理に係る業務受託者と連携して情報発信を行う。
- ・イベント等毎に広報・集客用チラシを制作する（A4 サイズ1 枚程度を想定）。
- ・各プログラム等の開催後には、当該プログラム等についてイベントレポートを作成し、本市が既に開設しているグループページ等に掲載するとともに、受託者が有するノウハウ・ネットワーク等により各プログラム等の成果に関して効果的な情報発信を実施する。

カ アンケートの実施

- ・各イベント等の開催後には、当該イベントへの参加企業・参加者に対し、アンケートの実施により各イベント等の事業効果を測定・分析し、次回以降の業務改善に活かすよう取り組む。

(3) 成果報告書の納品

- ・本業務終了時には、(1)及び(2)の業務実績を取りまとめるとともに、委託者が実現を目指す X-TECH イノベーション・エコシステムの形成について、本業務によって得られた知見、ネットワーク、

現状やその形成促進方策の見解・提言等を含めた次年度以降のあり方をまとめた成果報告書を作成して納品する（電子媒体及びA4縦の紙媒体）。

(4) その他

- ・本業務内において本市が担当することとなった資料の作成等や、本業務とは別に委託者が行うX-TECHイノベーション・エコシステムの形成に関する業務の実施に対し、アドバイスをを行うとともに、必要に応じて本業務との連携を図るよう努める。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備する。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性及び公共性を確保して業務にあたる。

4 委託料の減額

- 業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

5 委託期間

- 契約締結日から令和2年3月31日（火）まで。

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (6) 成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の使用権、複製使用する権利は本市に帰属する。
- (7) 受託者は、本業務の成果物及び電子データ等（イベント開催にあたり作成した写真や図等を含む。）の作成に関して取得した著作権人格権について、当該成果物及び電子データ等にいかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。
- (8) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。